

## 利益相反に関する基本方針

日本法科学技術学会（以下「本会」という。）は、法科学技術分野における会員の研究活動の成果の情報発信の場として、学術誌の刊行および学術集会の開催等を行っている。

科学技術の急速な進歩により、研究は一個人、一組織だけでなく、複数の機関、団体、企業、大学など、いわゆる産学官連携により推進される機会が増加している。この結果、官公庁、企業、大学が参加協力して研究を推進し、その研究成果を社会還元すべく行動する中で、さまざまな場面において関係する個人・機関それぞれの利益が衝突・相反する状態（利益相反状態）が生じ得る。これは、産学官連携の研究活動が活潑に行われるほど、必然的・不可避的に発生するものであり、このこと自体を避けたり、研究活動を躊躇させることなく、研究の計画、実施の段階で、研究の信頼性を確保するために必要と判断される場合には、それぞれの会員の所属機関の責任として研究における利益相反状態を適切に管理するべきである。

一方で、本会の学会誌での論文発表および学術集会における講演発表などは、研究の成果の情報発信の場であり、社会への還元、応用発展の重要な局面であるところから、その成果の正当な評価と信頼性の確保のため、利益相反に関して積極的に情報開示するなど、本会としての適切な対応を実施していくべきである。

さて、本会には、法執行機関その他の官公庁、公的研究機関、企業、大学、民間研究機関などから様々な研究者が参加している。本会の学術分野である「法科学技術」

は、法執行のため、あるいは法執行機関の活動のための科学研究に関わるもので、さらには、裁判における学識経験に基づく科学的知見の提供という重要な役割を担っている。したがって、これらかかる研究は、立場の違いによる利害にとらわれることなく、その研究の中立性にいささかの疑念を生じさせることがあってはならず、研究成果の正当かつ公正な評価と信頼性の確保が特に強く求められているところである。

本会はこれら法科学技術の研究および技術開発に関する学術団体として、公正、中立及び客観性に担保された信頼性の確保への最大限の努力を継続していかねばならない。

そこで、本会としては、以下の方針で対応する。

- 1 利益相反は、研究活動の様々な場面で、様々な形で生じうるものであり、研究者は各所属その他の指針および規程等を遵守し、研究者及びその所属での確に管理し、対応されることを強く求める。
- 2 本会における、学会誌および学術集会等での研究成果の発表の場において、発表者は、利益相反状態について別に定める方法により、発表時に適切にその情報を開示する。
- 3 本会は、法科学の研究および技術開発に関する学術団体として、信頼性確保の重要性を自覚し、中立、公正に疑念の生じることのないように努める。

(2018年6月28日 理事会承認)